



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 教育委員会規則		
*1 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則	 1
○ 告示		
200 有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課) 2
201 地方卸売市場の廃止の許可	(食品流通課) 3
202 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出	(") 3
○ 公安委員会告示		
5 犯罪被害者等早期援助団体の指定	 3
○ 選挙管理委員会告示		
19 政治団体の届出事項の異動の届出	 4
20 政治団体の解散の届出	 5
21 政治団体の収支報告書の要旨	 5
22 政治団体の設立の届出	 9
23 資金管理団体の指定の取消しの届出	 10
24 資金管理団体の届出事項の異動の届出	 11
25 資金管理団体の届出	 11
26 政治団体の収支報告書の要旨	 11
○ 監査公表		
監査公表第3号	 12

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年2月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の6第2項中「2箇月」を「2か月」に改め、同条第3項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第7条の7第2項中「いたずらな繁雑」を「いたずらに繁雑となること」に改める。

第15条第2項、第3項、第5項及び第6項並びに第15条の2第2項中「及び指導、」を「、指導及び」に改める。

第24条第1項中「3箇月」を「3か月」に改める。

第24条の2第2項中「30単位」を「36単位」に改める。

第26条第2項中「願出」を「規定による願出」に改める。

第28条第4項中「財務に関する県の規則（）」を「和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。）」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

第31条第1項第3号中「報告文書綴」を「報告文書」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 旅行命令簿
- (7) 諸願届書

第31条の2第1項中「学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）は教育委員会の総合的管理のもとに校長は」を「校長は、教育委員会による学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の総合的管理のもとに」に改める。

第31条の4第1項中「き損し又は」を「毀損し、又は」に改める。

別表第1和歌山県立粉河高等学校の項中

全日制	普通
	理数
	人文探求

を

全日制	普通
	理数

に改め、同表和歌山県立南紀高等学校の項を次のように改める。

和歌山県立南紀高等学校	田辺市学園1番88号	定時制	普通
		通信制	普通

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第200号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成23年2月16日指定した。

平成23年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	BLACKBOX 3月号	17843-3	三英出版
月 刊 誌	エンタメ 3月号	02053-03	徳間書店
月 刊 誌	実話ドキュメント 3月号	05267-3	竹書房
雑 誌	弾丸Dash vol.2	02060-03	晋遊舎
月 刊 誌	黄金のGT 3月号	12259-03	晋遊舎
雑 誌	漫画実話ナックルズ Plus	68463-20	ミリオン出版
月 刊 誌	実話マッドマックス 3月号	15279-03	コアマガジン
月 刊 誌	ブブカ 3月号	17885-03	コアマガジン
月 刊 誌	特冊新鮮組DX 3月号	06681-3	竹書房
月 刊 誌	実話ナックルズ 3月号	04877-3	ミリオン出版

雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol. 34	02092-2	ぶんか社
コミック	ヤングアニマル No.3	28302-2/11	白泉社
コミック	危ない仕事の給与明細	53452-29	コアマガジン
コミック	本当にあった衝撃の被害者体験 告発!許せない人	53452-28	コアマガジン
コミック	裏ッ!ベスト2011 Vol. 354	64180-57	三オブックス
コミック	無敵恋愛エスガール 3月号	08577-3	ぶんか社
コミック	恋愛チェリーピンク 3月号	17744-3	秋田書店

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第201号

卸売市場法(昭和46年法律第35条)第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、和歌山県卸売市場条例(昭和47年和歌山県条例第9号)第24条第1号の規定により告示する。

平成23年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	開設者の氏名	開設者の住所	許可年月日
串本地方卸売市場	東牟婁郡串本町串本1298	串本町青果協同組合	東牟婁郡串本町串本1298	平成22.11.30

和歌山県告示第202号

和歌山県卸売市場条例(昭和47年和歌山県条例第9号)第7条第2項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第24条第2号の規定により告示する。

平成23年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	卸売業者の氏名	卸売業者の住所	廃止年月日
串本地方卸売市場	東牟婁郡串本町串本1298	串本町青果協同組合	東牟婁郡串本町串本1298	平成22.12.31

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第5号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第2条の規定に基づき公示する。

平成23年2月25日

和歌山県公安委員会委員長 大桑埴嗣

- 1 名称
公益社団法人紀の国被害者支援センター
- 2 住所
和歌山県和歌山市岡山丁4番地
- 3 代表者の氏名
岩橋延直
- 4 援助事業を行う事務所の名称
公益社団法人紀の国被害者支援センター
- 5 援助事業を行う事務所の所在地
和歌山県和歌山市岡山丁4番地
- 6 援助事業に係る犯罪被害等
法第2条第4項に規定する犯罪被害等
- 7 指定年月日
平成23年2月17日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
立谷誠一後援会	代表者	津田壽朗	橋本弘	平成 23.1.19	政治団体	
	会計責任者	原壮太郎	谷元幸			
和歌山市薬剤師連盟	会計責任者	阪井哲司	伊沢一博	平成 23.1.24	政治団体	
木戸地郁生そだてる会	代表者	木戸地潤	瀬田稔	平成 23.1.24	政治団体	
川崎義輝後援会	主たる事務所の所在地	有田郡湯浅町湯浅1700	有田郡湯浅町栖原33-13	平成 23.1.24	政治団体	
自由民主党和歌山県自動車整備支部	代表者	嶋崎房男	森久文	平成 23.1.25	政党支部	
和歌山県自動車整備政治連盟	代表者	嶋崎房男	森久文	平成 23.1.25	政治団体	
中村協二と歩む会	主たる事務所の所在地	和歌山市和歌浦東2丁目1-66	和歌山市和歌浦南3丁目3-15	平成 23.1.26	政治団体	
鈴木太雄後援会	主たる事務所の所在地	田辺市下万呂588-1 フロムドットビル1F	田辺市上の山2丁目31-29	平成 23.2.1	政治団体	
	代表者	田中隆文	奥野一俊			

	会計責任者	桑原建治	西山登夫			
にわなおこ後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市大谷10-1 ア ネックス2F	和歌山市栄谷976-224 ふじと台13工区	平成 23. 2. 1	政治団体	
川口ふみあき後援会	代表者	富永茂郎	藤井達雄	平成 23. 2. 3	政治団体	
	会計責任者	松下育央	富永茂郎			
和歌山つくろう会	主たる事務所の所在地	和歌山市塩屋6丁目22- 3	和歌山市杭ノ瀬426-30	平成 23. 2. 7	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
池口公二後援会	藤井孝一	平成 22. 12. 31	平成 23. 1. 4
しまくみ応援団	島久美子	平成 22. 12. 17	平成 23. 1. 12
小松ひでお後援会	小松新一郎	平成 23. 1. 17	平成 23. 1. 17
尾上武男後援会	松坂勝	平成 22. 12. 28	平成 23. 1. 19
横矢政明後援会	小谷一夫	平成 23. 1. 21	平成 23. 1. 21
木戸地郁生そだてる会	木戸地潤	平成 22. 12. 24	平成 23. 1. 24
大西利夫後援会	岡本仁三	平成 22. 12. 31	平成 23. 1. 31
田中しげあき後援会	久保勝	平成 22. 12. 31	平成 23. 1. 31
石谷保和後援会	石谷保和	平成 23. 2. 2	平成 23. 2. 8
政治結社三和塾和歌山北支部	伊藤賢一	平成 23. 2. 9	平成 23. 2. 9

和歌山県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書 (平成 18 年分) の要旨

(単位 : 円)

池口公二後援会

報告年月日 23.01.04

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

小松ひでお後援会

報告年月日 23.01.17

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

政治団体の収支報告書 (平成 19 年分) の要旨

(単位 : 円)

池口公二後援会

報告年月日 23.01.04

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

小松ひでお後援会

報告年月日 23.01.17

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

横矢政明後援会

報告年月日 23.01.21

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

政治団体の収支報告書 (平成 20 年分) の要旨

(単位 : 円)

池口公二後援会

報告年月日 23.01.04

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

小松ひでお後援会

報告年月日 23.01.17

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

横矢政明後援会

報告年月日 23.01.21

1	収入総額	<u>0</u>
2	支出総額	<u>0</u>

石谷保和後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 石谷 保和

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員

報告年月日 23.02.08

1 収入総額	10,950
前年繰越額	10,950
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成 21 年分）の要旨

(単位：円)

池口公二後援会

報告年月日 23.01.04

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小松ひでお後援会

報告年月日 23.01.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

横矢政明後援会

報告年月日 23.01.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

石谷保和後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 石谷 保和

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員

報告年月日 23.02.08

1 収入総額	10,950
前年繰越額	10,950
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成 22 年分）の要旨

(単位：円)

池口公二後援会

報告年月日 23.01.04

1 収入総額	0
2 支出総額	0

しまくみ応援団

資金管理団体の届出をした者の氏名 島 久美子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名 島 久美子

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 23.01.12

1 収入総額	5,476,485
本年收入額	5,476,485
2 支出総額	5,476,485
3 本年收入の内訳	
寄附	5,442,305
個人分	109,817
政治団体分	5,332,488
機関紙誌の発行その他の事業による収入	34,000
物品販売	34,000
その他の収入	180

一件十万円未満のもの	180	
4 支出の内訳		
經常経費	1,620,092	
光熱水費	152,000	
備品・消耗品費	392,481	
事務所費	1,075,611	
政治活動費	3,856,393	
組織活動費	23,940	
機関紙誌の発行その他の事業費	3,064,672	
宣伝事業費	3,064,672	
寄附・交付金	767,781	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
島 久美子	58,817	和歌山市
年間五万円以下のもの	51,000	
(政治団体からの寄附)		
民主党本部	5,000,000	東京都千代田区
民主党和歌山県参議院選挙区第 1 総支部	332,488	和歌山市

小松ひでお後援会

報告年月日 23.01.17

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

尾上武男後援会

報告年月日 23.01.19

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

横矢政明後援会

報告年月日 23.01.21

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

木戸地郁生そだてる会

報告年月日 23.01.24

1 収入総額	<u>55,441</u>
前年繰越額	55,441
2 支出総額	<u>0</u>

大西利夫後援会

報告年月日 23.01.31

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

田中しげあき後援会

報告年月日 23.01.31

1 収入総額	<u>152,183</u>
前年繰越額	152,183
2 支出総額	<u>0</u>

石谷保和後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 石谷 保和

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
報告年月日 23.02.08

1 収入総額	10,950
前年繰越額	10,950
2 支出総額	0

政治結社三和塾和歌山北支部

報告年月日 23.02.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

（単位：円）

小松ひでお後援会

報告年月日 23.01.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

横矢政明後援会

報告年月日 23.01.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

石谷保和後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 石谷 保和

資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員

報告年月日 23.02.08

1 収入総額	10,950
前年繰越額	10,950
2 支出総額	0

政治結社三和塾和歌山北支部

報告年月日 23.02.09

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県御坊市第一支部	中村裕一	野村義夫	御坊市熊野392	○	平成 23.1.17

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
池口公二後援会	隠岐和彦	高垣功一	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2080-1	平成 23.1.4
森下誠史後援会	福田秋	柏木明美	日高郡美浜町和田1138-1	平成 23.1.4
汐崎まこと後援会	汐崎勢津子	阪田ひとみ	新宮市野田3-37	平成 23.1.7
松林洋行後援会	和田功	奥村国次	有田郡広川町広567番地12	平成 23.1.11
中村朝人後援会	浜野周平	小薮真一	和歌山市湊御殿1丁目7の18	平成 23.1.17
うらひらよしひろ後援会	井口昭良	山口政樹	和歌山市梅原77番地17	平成 23.1.17
小松ひでお後援会	小松新一郎	浜井賢司	有田郡湯浅町湯浅1863-3	平成 23.1.17
岡修後援会	岡修	井端重一	橋本市高野口町小田678番地	平成 23.1.19
高嶋洋子後援会	高嶋洋子	山田啓子	和歌山市六十谷1223-28	平成 23.1.20
小林弘後援会	小林弘	西嘉彦	橋本市学文路809番地	平成 23.1.20
横矢政明後援会	小谷一夫	九鬼俊司	有田郡湯浅町湯浅1529	平成 23.1.21
さいとうまき後援会	齋藤麻希	齋藤麻希	御坊市藤田町吉田282	平成 23.1.26
田中ひろあき後援会	杉村泰久	仲谷充弘	橋本市高野口町大野780-4	平成 23.1.31
小川たかお後援会	小川孝夫	中村崇	和歌山市梅原179-2	平成 23.2.4
石谷保和支友会	石谷保和	多部千枝	和歌山市加太1192番地	平成 23.2.8
福山雅勝後援会	福山雅勝	福山雅勝	和歌山市本町4丁目43-1	平成 23.2.8

和歌山県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
島久美子	参議院議員	しまくみ応援団	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F	島久美子	平成 23. 1. 12
石谷保和	和歌山市議会議員	石谷保和後援会	和歌山市加太1191番地	石谷保和	平成 23. 2. 8

和歌山県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
藤本眞利子	和歌山県議会議員	藤真会	公職の種類	和歌山県議会議員	和歌山県知事	平成 23. 2. 3

和歌山県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
岡修	橋本市議会議員	岡修後援会	橋本市高野口町小田678番地	岡修	平成 23. 1. 19
小林弘	橋本市議会議員	小林弘後援会	橋本市学文路809番地	小林弘	平成 23. 1. 20
石谷保和	和歌山市議会議員	石谷保和支友会	和歌山市加太1192番地	石谷保和	平成 23. 2. 8

和歌山県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成21年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成 2 1 年分）の要旨

（単位：円）

森谷信哉後援会

報告年月日 23. 1. 12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

監 査 公 表

和歌山県監査公表第3号

平成22年3月31日付で公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事及び教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成23年2月25日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
 和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 包括外部監査の特定事件

教育委員会生涯学習局の財務事務及び所管する公の施設の管理・運営状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果 (指摘事項)	措 置 の 内 容
<p>第3 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の総括</p> <p>【1】施設の運営管理状況に関する監査の結果及び意見</p> <p>1. 国有資産等所在市町村交付金について</p> <p>国有資産等所在市町村交付金は県から市町村に支払われるものであるが、受益者負担の観点から、本来負担すべきは行政財産の借主であるため、行政財産使用料に上乗せして県が借主から徴収することが妥当であり、過年度分の損害については、その損害の回復に努め、二度と再発することのないよう原因を究明し、その結果を踏まえて速やかにその対策をとることが必要である。</p> <p>そして、そのためにも今後は、行政財産の借主から交付金相当額を徴収するための根拠規定を明確にするとともに、市町村に対する支払い漏れや行政財産の借主からの徴収漏れが生じることのないように県全体で交付金取扱い事務を一元管理する必要がある。</p> <p>3. 施設における物品の管理状況について</p> <p><物品管理簿における金額の未記載></p> <p>県立図書館や県立体育館、県立武道館で保有している備品等について、物品管理簿による管理が行われているが、物品管理簿の金額欄が未記載となっているものが散見された。物品管理簿は、和歌山県物品管理等事務規程により金額を記載することが義務付けられているものであり、規程に沿った適切な財務事務を行う必要がある。</p> <p><県立近代美術館、県立博物館における館蔵品の棚卸></p> <p>県立近代美術館においては、展覧会開催時に展示する館蔵品・寄託品の現物確認を実施していることから、相当数の現物確認は行われている状況である。しかし、全ての作品を確認する必要があることから、そのための計画を策定し、全ての館蔵品・寄託品について現物確認を行う必要があると考える。</p> <p>また、県立博物館においては、館蔵品について定期的な現物確認が行われていないことから、一定のルールを定めて体系的な現物確認を実施すべきであると考</p>	<p>行政財産の使用許可を与えた者からは、条例に基づき適正に使用料を徴収しており、県に損害を与えているものではなく、また、行政財産に使用許可を与えたことにより発生した国有資産等所在市町村交付金については、行政財産使用料に上乗せして徴収するかどうかは行政の裁量の範囲であると考えている。</p> <p>総務部総務管理局管財課に備え付けられている公有財産台帳に記載の公有財産については、今後、同課において、市町村に対する交付金取扱事務を統括していく。</p> <p>県立図書館については、金額が未記載となっているものを洗い出し、金額の調査を行っている。金額が確認できたものから物品管理簿へ記載していく。</p> <p>県立体育館及び県立武道館については、平成22年度から指定管理者による管理を行っているため、指定管理者に対して物品の移動があったときは事務規程にのっとって管理するよう指導している。</p> <p>また、金額が未記載のものについては、調査を行っており、金額が確認できたものから物品管理簿へ記載していく。</p> <p>現物確認ができていない館蔵品・寄託品については、所蔵作品データベース整備を進めており、それに併せ確認作業を行っている。</p> <p>また、新たな館蔵品・寄託品については、その都度データ作成に併せて現物確認を行っている。</p> <p>館蔵品については、寄託品と同様に2年に1度の周期で確認・点検を実施する。平成22年度は既に行っている。</p>

える。

5. 指定管理者制度導入施設の管理における問題点

＜利用料金の剰余金の取扱い＞

各施設の指定管理にあたっては利用料金制度が採用されており、施設の利用料金収入はすべて指定管理者の収入となる。その一方で、指定管理者募集要項及び基本協定書の文言は各施設共通であり、剰余金の取扱いについて、「利用料金の剰余金は、施設の設置目的に沿って指定管理者が自ら企画・実施する事業に充てなければならない」とされている。

利用料金制度は、施設の利用料金収入を指定管理者の収入とすることで、指定管理者の経営努力を促し、施設利用者へのサービスを向上させる意義がある。上記のような指定管理者募集要項及び基本協定書の記載内容は、剰余金の使途を施設の運営管理に限定させ、指定管理者による経営努力のモチベーションを損なうおそれがある。

県によると、「指定管理者が過度に利潤を追求するあまり、本来のスポーツ振興を図る目的よりも興業的なイベント等にシフトし過ぎないように、一定の歯止めをかける必要がある」との考えに基づくものであるとのことであるが、この点については、事業計画及び実際に実施している事業内容のモニタリングを適切に行うことで対応できると考える。

また、指定管理者募集要項にこのような記載があることで、指定管理者募集段階で応募を躊躇する業者があり、競争性が損なわれている可能性があることも大きな問題である。

以上のことから、利用料金の剰余金に関する取扱いを見直し、指定管理者募集要項及び基本協定書の記載内容を改める必要があると考える。

8. その他の監査結果及び監査結果に添えて提出する意見の要約 (施設関連)

①その他の監査結果の要約

第4【2】1 県立図書館

書き損じた領収証書について、領収証書の正、控えともに破棄している事例があった。領収証書を損傷した場合には、当該領収証書を保存しておかなければならない (和歌山県税収入事務規程第28条) ことになっており、規程に沿った適切な財務事務を行う必要がある。

第4【2】2 3 県立体育館 県立武道館

県立体育館、県立武道館の館長は、警備及び防災の計画を作成し、教育長に報告しなければならないが (和歌山県立体育館管理規則第10条) 報告がなされていなかった。消防法に基づく防災計画は作成されているが、規程に沿って適切に報告を行うべきである。

第4【2】7-1 近代美術館管理運営事業

未使用の観覧券について、現物管理が行われていない。また、未使用の観覧券が複数場所で保管されており、場所ごとに何枚保管されているかについても把握されていない。在庫数量の管理を行い、金庫等の施錠できる状態で保管すべきである。

第4【2】7-1 近代美術館管理運営事業

平成22年度から、指定管理者募集要項及び基本協定書の文言中、利用料金の剰余金に関する取扱いについての記載を削除し、剰余金については、指定管理者の収入とするよう改めた。

平成22年度から、領収証書の取扱いについては、取扱担当者を県立図書館総務課に一元化し、規程に沿った適切な財務事務を行っている。

平成22年度から、県立体育館及び県立武道館の指定管理者制度導入に伴い新規則が施行され、和歌山県立体育館管理規則は廃止されており、指定管理者より教育長に対する防災計画の報告義務はなくなっているが、指定管理者による防災計画は作成されており、変更等を行う場合は、内容について十分協議を行っていくこととしている。

平成22年度から、観覧券については、必要最小限の枚数をその都度受付に渡し、未使用観覧券については、県立近代美術館総務課内のロッカーで施錠し、保管している。

また、在庫枚数については、発券簿等と照合し、管理している。

管理職室に置かれてはいるものの、未使用の無料招待券が開口された段ボール箱に入れられた状態にあった。換金可能な有価物であるため、金庫等の施錠できる状態で保管すべきである。

平成22年度から、未使用の無料招待券については、県立近代美術館総務課内のロッカーで施錠し、保管している。

【2】施設関係以外の事業に関する監査の結果及び意見

1. 県職員による他団体の業務の兼務等について

① 社団法人和歌山県体育協会の職員の兼務手続き及び経費の負担区分について

社団法人和歌山県体育協会職員の兼務の承認手続きとしては、「兼務職員の一覧表（団体業務従事一覧表）を作成し、教育委員会教育長の承認を受けた後、これを県体育協会に送付する」という形で行われている。しかし、県と県体育協会はあくまで別組織体であるため、両者の合意文書として両者間の協定書等が必要であると考えられる。

教育委員会生涯学習局スポーツ課職員の社団法人和歌山県体育協会（以下「県体育協会」という。）職員への兼務を止め、県職員を県体育協会に派遣することとする。

事務所の使用料金や光熱水費など、事務所運営に要する必要経費は県体育協会が負担することとする。

県体育協会の事務所はなく、県庁にて県体育協会としての業務が行われている。備品、消耗品購入等に係る費用負担は県と県体育協会では明確に分けられているが、光熱水費は県が全額負担している状況である。県と県体育協会の決算を適切に区分するためには、従事割合等で按分計算を行うことについて検討すべきである。

さらに、県職員としての限られた就業時間の一部が、体育協会の業務を行うことに充てられ、当該部分の職員人件費についても県が負担しており、経済実態に応じた会計処理がなされていない。

他都道府県では、県体育協会は県から分離しており、県体育協会では職員の採用を行っていることが一般的であり、両者の会計は明確に区分されている。県と県体育協会の会計区分及び人件費の負担について実態にあった会計処理ができるよう、両者の関係も含めて、再検討する必要がある。

3. その他の監査結果及び監査結果に添えて提出する意見の要約（施設以外）

① その他の監査結果の要約

第4【1】6 ゴールデンキッズ発掘プロジェクト事業

委託先からの実績報告では、予算の流用に関して、その具体的な理由が判別できない。

県は、実績詳細を入手し、収支決算書との整合性を検査するとともに、多額の流用が行われている費目については原因を追究し、場合によっては委託先に対して請求書・領収証等の証憑の提出を求め、予算流用の妥当性、支出内容の適切性について検討すべきである。

実行委員会の予算の流用については、理由を判別するため、多額の流用が行われていた費目の証拠書類等の検査を行った。検査の結果、予算流用の妥当性については、有意義な用途ではあったものの、大幅な流用に関しては今後十分な協議が必要であり、指導していくこととする。